

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第186号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第237号）

平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験）の

- ① 第1次試験受験者の得点一覧表
- ② 論文試験の採点基準
- ③ 第2次試験受験者の得点一覧表
- ④ 口述試験の採点基準

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

- ① 高点順一覧表及び平成25年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表
- ② 職務経験者論文試験評定表
- ③ 最終合格決定資料
- ④ 個別面接評定票

(2) 公開決定等

① 第1次試験受験者の得点一覧表

一部公開決定

公開しない部分

- ・様式及び総合順位以外の部分

公開しない理由

- ・石川県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当 個人の権利利益を侵害するおそれがある。
- ・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

② 論文試験の採点基準

一部公開決定

公開しない部分

- ・評点項目別の配点及びその合計点

公開しない理由

- ・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

③ 第2次試験受験者の得点一覧表

一部公開決定

公開しない部分

- ・様式及び総合順位以外の部分

公開しない理由

- ・石川県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当 個人の権利利益を侵害するおそれがある。
- ・条例第7条第6号に該当 試験に関する事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

④ 口述試験の採点基準

一部公開決定

公開しない部分

・着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果

公開しない理由

・条例第7条第6号（事務事業情報）に該当 試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H26. 3. 5 公開請求	エ H26. 6. 5 諮問
イ H26. 3. 13 一部公開決定	オ H28. 6. 29 答申
ウ H26. 6. 2 異議申立て	

5 諮問に係る審査会の判断結果

実施機関が、特定した公文書につき、その一部を公開しないとした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第7条 第2項、 第6項</p>	<p>1 先例の答申について</p> <p>① 第1次試験受験者の得点一覧表について</p> <p>異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第148号（以下「先例答申1」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。</p> <p>(ア) 第1次合格決定資料</p> <p>a 試験種目別得点</p> <p>この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。</p> <p>このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。</p> <p>そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。</p> <p>また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。</p> <p>b 合計点</p> <p>この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、</p>

受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(イ) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

② 論文試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申3」という。）において、論文試験に係る公文書の非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄の表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。）及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

③ 第2次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申2」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払

拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

(d) 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、得点合計は、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(e) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

(f) 第1次試験（得点）合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

④ 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、先例答申3において、口述試験に係る公文書の非公開部分のうち、評価欄中の着眼点等の内容、具体的な評価方法及びその結果については、これを公開すると、評価の観点及び視点並びに評価方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評価に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当であるが、表題、評価欄の表頭及び評価欄以外に記載されている表記等（ただし、参考意見等を記入する欄中の評価に関する事項を除く。）については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

2 一部公開決定の当否について

① 第1次試験受験者の得点一覧表について

当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

	<p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>イ 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</p> <p>ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認められないため、先例答申1と同一の判断に至った。</p> <p>② 第2次試験受験者の得点一覧表について</p> <p>当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>イ 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</p> <p>ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認められないため、先例答申2と同一の判断に至った。</p> <p>③ 論文試験の採点基準について</p> <p>当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>イ 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。</p> <p>ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認められないため、先例答申3と同一の判断に至った。</p> <p>④ 口述試験の採点基準について</p> <p>当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>ア 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>イ 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。</p> <p>ウ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認められないため、先例答申3と同一の判断に至った。</p> <p>以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。</p>
--	---

(別 紙)

答申第186号

# 答 申 書

平成28年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成26年3月5日に、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表
- (2) 論文試験の採点基準
- (3) 第2次試験受験者の得点一覧表
- (4) 口述試験の採点基準

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、次の公文書を特定し、平成26年3月13日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

- (1) 高点順一覧表及び平成25年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表（以下「第1次合格決定資料」という。）
- (2) 職務経験者論文試験評定表
- (3) 最終合格決定資料
- (4) 個別面接評定票  
（公開しない部分）
  - (1) 様式及び総合順位以外の部分
  - (2) 評点項目別の配点及びその合計点
  - (3) 様式及び総合順位以外の部分
  - (4) 着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果  
（公開しない理由）
    - (1) 条例第7条第2号（個人情報）に該当  
個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
    - (2) 条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
    - (3) 条例第7条第2号（個人情報）に該当  
個人の権利利益を侵害するおそれがある。  
条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
    - (4) 条例第7条第6号（事務事業情報）に該当  
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

がある。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った年月日について、平成26年4月17日としている。

### 4 諮問

実施機関は、平成26年6月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 第1次試験受験者及び第2次試験受験者の得点一覧表について

##### ア 異議申立書

異議申立人は、合格最高点及び合格最低点を公開請求したところ、いずれも公開された。これらの情報が個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではない。

公文書の記載事項のうち、氏名は個人情報に該当するとしても、それ以外の学歴や職歴等を知ったとしても個人を特定することはできないので、個人情報に該当しない。

##### イ 意見書

(7) 実施機関は、これを公にすると、受験予備校等が独自に合否判定を分析し、受験者に個別指導を行うので、合否決定に係る先入観を与え、試験の適正な実施が困難になるとしているが、そのようなことはなく、この主張は失当である。

また、情報を得た者が、インターネット上に掲載するなど、得点一覧表を誰でも閲覧できるようにすると、受験者が不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させるとしているが、むしろ公表した方が、採用試験制度への信頼が向上し、非公表であれば、不信感が募ることになる。

さらに、実施機関は、採点者の心理的負担が増加し、適切な採点を行うことが困難 となるとしているが、外部の試験委員を任命すればよいことで、心理的負担が増大するような者は採点者になるべきではない。

よって、非公開とされた情報は、条例第7条第6項に該当しない。

(i) 実施機関は、合格者が3名以上の場合であっても、受験者が得点を持ち寄ることによって、特定個人の得点が特定される可能性があるので、条例第7条第2号に該当するとしているが、受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは不可能である。

#### (2) 論文試験の採点基準について

##### ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、評定項目別の配点及びその合計点が公開されても、「試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。よって、条例の適用に誤りがあり、本件処分は違法不当である。

##### イ 意見書

実施機関は、非公開理由として、受験対策に特化した訓練を経た者が試験において高い成績を得ると



しているが、受験対策をしない受験者は存在しないし、受験者の努力を「受験対策に特化した訓練」と表現することは不適當である。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得ない。評定票に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

(3) 口述試験の採点基準について

ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、評定項目別の配点及びその合計点が公開されても、「試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。よって、条例の適用に誤りがあり、本件処分は違法不当である。

イ 意見書

着眼点等が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得ない。評定票に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

## 第4 実施機関の主張要旨

### 1 公文書の特定について

当審査会において、本件公開請求に対して公開された公文書を見分したところ、当該公文書の内容は次のとおりであった。

(1) 第1次試験受験者の得点一覧表について

請求に対応する文書は、第1次試験における論文試験採点対象者を決定する目的で作成した高点順一覧表及び第1次試験の合格者を決定する目的で作成した第1次合格決定資料である。

高点順一覧表は、論文試験採点対象者を決定するために、第1次試験受験者全員を教養試験の得点に基づき得点順に並べた資料で、第1次合格決定資料は、論文試験の採点対象となった受験者を、教養試験及び論文試験の合計点に基づき、得点順に並べた資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴及び職歴並びに教養試験・論文試験の得点（以下「1次試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

(2) 論文試験の採点基準について

請求に対応する公文書は、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における論文試験の評定表である。

この評定表には評定項目の内容やその配点等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定表自体が採点基準である。

(3) 第2次試験受験者の得点一覧表について

本件公開請求に対応する公文書は、第2次試験の合格者を決定する目的で作成した公文書で、口述試験の得点に基づき、得点順に並べた最終合格決定資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴、職歴並びに教養試験・論文試験・口述試験の得点（以下「2次試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

(4) 口述試験の採点基準について

本件公開請求に対応する公文書は、平成25年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における口述試験の個別面接評定票である。

この評定票には評定項目の内容等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、

この評定票自体が採点基準である。

## 2 非公開情報の該当性に関する実施機関の主張について

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

### (1) 第1次試験受験者の得点一覧表について

ア 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(ア) 受験業者が、これら情報から、それぞれ独自に合否決定を分析し、受験者に指導を行うことによって、合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

(イ) 得点一覧がそのままインターネット上に掲載されるなど、誰でも閲覧できるようになることが考えられ、受験者は本人の意思に反して公になることはないとは通常認識していることから、たとえ氏名が公開されなくても、このことに不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

(ウ) 論文試験の採点は、県職員複数が統一の採点基準に従って採点しているが、論文試験の点数を含む得点一覧表が公開されれば、受験者が採点者の専門的見識自体を問題視するおそれがあり、これによって、採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

イ 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の公開請求について、特定個人の得点が識別され得るため非公開とした決定に対する異議申立てに関して、情報公開審査会は決定が妥当であると答申した。

合格者が3名以上の場合であっても、例えば、合格者が3名の場合、うち2名が個人情報開示請求を行い、お互いに持ち寄れば、残りの1名の得点が特定されてしまうことになる。このような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

### (2) 第2次試験受験者の得点一覧表について

ア 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

(ア) 受験業者が、これら情報から、それぞれ独自に合否決定を分析し、受験者指導を行うことによって、合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

(イ) 得点一覧がそのままインターネット上に掲載されるなど、誰でも閲覧できるようになることが考えられ、受験者は本人の意思に反して公になることはないとは通常認識していることから、たとえ氏名が公開されなくても、このことに不信感を抱き、採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

(ウ) 論文試験の採点は、県職員複数が統一の採点基準に従って採点しているが、論文試験の点数を含む得点一覧表が公開されれば、受験者が採点者の専門的見識自体を問題視するおそれがあり、これによって、採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

イ 試験種目別得点及びその合計点は、次の理由により、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の公開請求について、特定個人の得点が識別され得るため非公開とした決定に対する異議申立てに関して、情報公開審査会は決定が妥当であると答申した。

合格者が3名以上の場合であっても、例えば、合格者が3名の場合、うち2名が個人情報開示請求を行い、お互いに持ち寄れば、残りの1名の得点が特定されてしまうことになる。このような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(3) 論文試験の採点基準について

評点項目別の配点及びその合計点は、配点換算に係る情報であり、当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させ、結果として受験者の能力等の正確な実証が困難となり、さらには、試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 口述試験の採点基準について

本件公文書に記載されている着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果は、評価の観点及び視点並びに評定方法等に係る情報であり、当該部分が明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させ、結果として受験者の能力等の正確な実証が困難となり、さらには、試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公文書の性格等について

平成25年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）における第1次試験受験者及び第2次試験受験者の得点一覧表並びに論文試験及び口述試験において使用された評定表（票）である。

### 3 非公開情報の該当性について

#### (1) 先例の答申について

##### ア 第1次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第148号（以下「先例答申1」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

##### (イ) 第1次合格決定資料

###### a 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないので、非公開は妥当である。

また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

b 合計点

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

(i) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

イ 第2次試験受験者の得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第149号（以下「先例答申2」という。）において、条例第7条第6号該当性について、次のとおり判断した。

(ア) 第2次試験個別得点

第2次試験個別得点は、口述試験の評価点である。

試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることは容易に想像され、特に、受験者の質問に対する応答や態度を総合的に勘案して人物評価をする口述試験においては、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような採点結果の説明は事実上不可能である。

そのため、口述試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できない。

このようなことから、第2次試験個別得点の非公開は妥当である。

(i) 最終（得点合計）

得点合計において、第2次試験個別得点が8割を占めていることから、これを公開すると、比較的容易に第2次試験個別得点が推測される可能性があるため、得点合計は、(ア)と同様に非公開が妥当である。

(ii) 第1次試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、口述試験と同様に、これを公表すると評価結果に対する憶測を

招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開が妥当である。

教養試験の得点欄は、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないので非公開は妥当である。

(エ) 第1次試験(得点)合計

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、合計点は非公開が妥当である。

ウ 論文試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第97号(以下「先例答申3」という。)において、論文試験に係る公文書の非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄の表頭に係る部分(ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。)及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

エ 口述試験の採点基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)の論文試験の採点基準及び口述試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では、先例答申3において、口述試験に係る公文書の非公開部分のうち、評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、参考意見等を記入する欄中には、評定に関する事項が表記されているので、この部分については非公開が妥当であるが、表題、評定欄の表頭及び評定欄以外に記載されている表記等(ただし、参考意見等を記入する欄中の評定に関する事項を除く。)については、非公開とする理由を認めることはできないと判断した。

(2) 一部公開決定の当否について

ア 第1次試験受験者の得点一覧表について

当審査会において、先例答申1の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1と同一の判断に至った。

イ 第2次試験受験者の得点一覧表について

当審査会において、先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申2と同一の判断に至った。

ウ 論文試験の採点基準について

当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。

エ 口述試験の採点基準について

当審査会において、先例答申3の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分のうち、本件不服申立てに係る内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申3における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申3と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月5日	○諮問を受けた。(諮問案件第237号)
平成26年6月30日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成26年8月5日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年1月28日 (第270回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年2月24日 (第271回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年3月30日 (第271回審査会)	○事案の審議を行った。